

# 森林経営管理制度運用業務歩掛単価表取扱要綱

## 第1 趣旨

令和元年度から施行された森林経営管理法に基づく「森林経営管理制度」等により、愛媛県においても森林の経営管理の集積・集約化を進め、森林整備の促進と原木生産の拡大を図ることとしている。

そうした中、森林経営管理制度の運用について、公益財団法人愛媛の森林基金森林管理支援センターにおいては、市町の支援・指導を行っているところであるが、本制度のさらなる運用の促進を目的として、当制度の運用に係る業務内容及び歩掛、単価等の一例を示すため、これに係る調査を実施した。

この結果を公表するにあたって、各市町及び事業体における、本制度への参考として活用を図るものとし、もって本県の森林環境の保全に資するものとする。

## 第2 公表結果の内容

森林経営管理制度運用に係る主たる業務として、公益財団法人愛媛の森林基金森林管理支援センターが作成した「新たな森林管理システム意向調査等手順ガイドライン」に示す業務手順に準拠し、これを森林経営管理法に関する業務内容を理解し、また愛媛県での林業もしくは森林における測量業務の実績を持つ事業者3者による、見積書の提出をもって歩掛、単価を算出した。

なお、業務内容については、森林経営管理制度運用業務歩掛単価表取扱要領を参照すること。

## 第3 指導推進

公益財団法人愛媛の森林基金森林管理支援センターは、本事業の適切かつ円滑な推進のため、この要綱によって公表する内容について、助言、指導その他の援助措置を行うとともに、森林経営管理制度の効果的な推進に努めるものとする。

## 第4 公表結果の取扱

この要綱によって公表する内容について、各関係組織が活用にするにあたっては、森林経営管理法のほか、森林法及びその他関係法令及び諸規則、測量法及びその他関係法令及び諸規則に則るものとする。

また、この公表内容の利用については、森林計画制度や各地域の実情に応じ、各自治体及び各関係団体の判断において、活用・参照するものとする。

## 第5 その他

この要綱によって公表する内容については、公益財団法人愛媛の森林基金森林管理支援センターに帰属する。

# 森林経営管理制度運用業務歩掛単価表取扱要領

## 第1 事業区分及び事業内容等

森林経営管理制度運用業務歩掛単価表に示す事業の区分及び内容については次のとおりとする。

- 1 森林経営管理法に基づく対象地区森林所有者に対する意向調査業務
  - (1) 森林経営管理制度運用に関する検討（意向調査方法等）
  - (2) 市町内における森林状況把握
  - (3) 意向調査対象森林の抽出
  - (4) 意向調査の実施（郵送・訪問）
  - (5) 意向調査における回答を踏まえた検討
- 2 森林経営管理法に基づく対象地区森林経営管理権集積計画作成業務  
経営管理権集積計画（案）の作成
- 3 森林経営管理法に基づく対象地区森林経営管理権集積同意取得業務  
権利者からの同意取得
- 4 上記1～3業務中における森林経営管理制度運用に関する協議  
森林経営管理制度運用に関する協議

## 第2 歩掛・単価の取扱い

本要領及び、森林経営管理制度運用業務歩掛単価表取扱要綱によって公表する歩掛については、森林管理支援センターの森林経営管理制度運用に要する経費の調査において、測量事業者への業務委託を想定して算定したものである。

### 1 歩掛

公表した歩掛については、国土交通省の提示する（別表）設計業務委託等技術者単価の内、②測量業務における測量技術者を前提に数量を抽出した。

ただし、職種区分に依存せず、各者が提示した工程ごとの数量の平均によって算定したものであることに留意すること。

## 2 単価

公表した単価については、国土交通省の提示する（別表）設計業務委託等技術者単価の内、②測量業務における測量技術者を前提に数量を抽出した。

ただし、単価の数値については各者の提示した工程ごとの技術者給に基づく総額から、計上した人工で割り戻した数値を3者もしくは2者で平均したものであることに留意すること。

## 第3 特記事項

本要領及び、森林経営管理制度運用業務歩掛単価表取扱要綱によって公表する内容の適用については、森林経営管理法、森林法及びその他関係法令及び諸規則、測量法及びその他関係法令及び諸規則、市町村森林整備計画や地域森林計画、その他地域の情勢等に準拠してこれを用いること。